

スポーツ環境及び高校入試制度の在り方検証委員会 設置要綱

(設置の目的及び所掌事務)

第1 スポーツ等の特定分野で実績を有する県内の中学生が、県外の高等学校へ進学することが増えている状況を踏まえ、その原因を探り、高校におけるスポーツ環境及び高校入試制度の在り方を検証するために、「スポーツ環境及び高校入試制度の在り方検証委員会」を設置する。

(委員の定数及び任期等)

第2 委員は20名以内で組織する。

2 委員は、秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催方法等)

第4 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、秋田県教育庁高校教育課に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月30日から施行する。